

社会資本総合整備計画 事後評価書（素案） 説明資料

1 社会資本総合整備計画について（事後評価書（素案）・1 面上段の内容）

（1）事後評価及び計画の目標等について

足立区は「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づく「社会資本総合整備計画『第三期足立区において地域特性に応じた都市・まちを計画的につくる』」を策定し、令和2年度～令和6年度に西新井駅西口周辺地区、千住大川端地区の住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）にかかる交付対象事業を実施してきました。

今年度で交付期間が終了するため、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について、事後評価を行いました。

【社会資本総合整備計画の名称】

『第三期足立区において地域特性に応じた都市・まちを計画的につくる』

【計画の期間】

令和2年度～令和6年度（5年間）

【交付対象】

足立区

【計画の目標】

区内に点在する大規模な工場等跡地において良質な住宅の供給を誘導し、まちの活力源となる新たな居住者の流入を促す。

併せて駅前広場や幹線道路の整備を行い、まちの公共交通網を強化することで、良好な住宅市街地の形成を図る。

（2）計画の成果目標、定量的指標の定義及び算定式

以下に示す成果目標、定量的指標を設定している。なお、中間目標値は設定していない。

●成果目標1（R2当初～R6末）

対象地区：西新井駅西口周辺地区、対象施設：補助第138号線その2工区

現状の関原・梅田地区は、東西方向の幹線道路網が形成されておらず、東西の行き来が困難である。補助第138号線を整備し、都道補助第100号線～国道4号を繋ぎ、東西方向の交通ネットワークを構築することで、利便性の向上を図る。

定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
	当初現況値 (R2 当初)	中間目標値	最終目標値 (R6 末)
補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離 （移動距離）＝（整備前）－（整備後との相違距離） ※（移動距離）とは整備後の移動距離 1,700mのこと （整備前）とは整備前の移動距離 2,100mのこと （整備後の相違距離）とは整備前から短縮された 400mのこと	2,100m	—	1,700m

●成果目標 2（R2当初～R6末）

対象地区：西新井駅西口周辺地区、対象施設：主要区画道路②Ⅱ区間

現状、西新井駅前から国道4号を繋ぐ主要生活道路網が形成されておらず、西新井駅の南側は密集市街地が形成されている。主要区画道路②を整備し、西新井駅～補助第138号線を繋ぎ、交通ネットワークを構築することで、利便性の向上を図る。

定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
	当初現況値 (R2当初)	中間目標値	最終目標値 (R6末)
主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離 （移動距離）＝（整備前）－（整備後との相違距離） ※（移動距離）とは整備後の移動距離 1,900mのこと （整備前）とは整備前の移動距離 3,600mのこと （整備後の相違距離）とは整備前から短縮された 1,700mのこと	3,600m	—	1,900m

●成果目標 3（R5末～R6末）

対象地区：西新井駅西口周辺地区、対象施設：区画街路第9号線交通広場

西新井駅西口交通広場は、(1)交通広場内にバス停が集約されていない、(2)バス利用者の待機列により一時的に歩道の空間が満足に確保出来ていないという課題がある。車道および歩道を拡幅し、これらの課題を解決することで、利便性の向上を図る。

定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
	当初現況値 (R5末)	中間目標値	最終目標値 (R6末)
交通広場の歩道における歩行者サービス水準※ 歩行者サービス水準(人／m分)＝ 歩行者交通量(人／時)÷歩道幅員(m)÷60(分／時)	32 人/m分 水準B	—	12 人/m分 水準A

※ 歩行者サービス水準の区分

水準A：自由歩行 ～27 人

水準B：やや制約 27～51 人

水準C：やや困難 51～71 人

水準D：困難 71～87 人

水準E：ほとんど不可能 87～100 人

（大規模開発地区関連交通計画マニュアルに基づく）

●成果目標 4（R5末～R6末）

対象地区：千住大川端地区、対象施設：関屋公園、地区幹線道路、区画道路

千住大川端地区については、関屋公園、地区幹線道路及び区画道路の整備を計画しているため、公園整備率及び道路整備率を指標として次期整備計画以降に効果が発現される。

定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
	当初現況値 (R5末)	中間目標値	最終目標値 (R6末)
公園整備率、道路整備率 （公園整備率）＝（整備された公園の面積）／（公園整備の計画面積） （道路整備率）＝（整備された地区幹線道路及び区画道路の延長） ／（地区幹線道路及び区画道路の計画延長）	—	—	—

(3) 事後評価の実施体制、実施時期について（事後評価書・1面中段の内容）

【実施体制】

足立区社会資本総合整備計画 事後評価委員会

【実施時期】

令和6年12月3日 第1回委員会開催（現地視察も実施）

令和6年12月26日～令和7年1月24日

事後評価書素案のパブリックコメントの実施

令和7年2月下旬 第2回委員会開催予定

令和7年3月下旬 国土交通大臣へ事後評価書の報告、公表予定

2 交付対象事業の進捗状況

(1) 交付対象事業の進捗状況について（事後評価書・1面中段及び下段の内容）

●全体事業費

以下の交付対象事業（A基幹事業）について合計163百万円を計上している。

内訳は下表の通りである。

	要素となる事業名 （事業箇所）	対象施設	全体事業費（百万円）	
A 基幹事業	西新井駅西口周辺地区 住宅市街地総合整備事業	補助第 138 号線その 2 工区	136	160
		主要区画道路②Ⅱ区間	24	
		区画街路第 9 号線（交通広場）	－	
	千住大川端地区 住宅市街地総合整備事業	調査地区	3	3
	上記計		163	163
B	関連社会資本整備事業（該当なし）		－	－
C	効果促進事業（該当なし）		－	－
D	社会資本整備円滑化地籍整備事業（該当なし）		－	－
合計			163	163

●西新井駅西口周辺地区住宅市街地総合整備事業の進捗状況

（補助第138号線その2工区（幅員16m））

交付対象事業として整備を進め、令和6年度末に工事が完了する予定である。

（主要区画道路②Ⅱ区間（幅員12m））

交付対象事業として整備を進め、令和3年3月に全区間が開通した。

（区画街路第9号線交通広場（5,500㎡））

令和4年4月に事業認可を取得し、令和5年度末に社会資本総合整備計画に位置づけ（但し事業費は計上せず）、令和6年度に用地買収に着手した。整備完了は令和12年度の予定である。

●千住大川端地区住宅市街地総合整備事業の進捗状況

千住大川端地区は、A工区の開発計画の具体化に伴い令和5年度末に社会資本総合整備計画に調査地区として位置づけ、令和6年度に調査を実施した。

[illegible]

(2) 交付金の執行状況について（事後評価書・1面下段の内訳）

上記2地区の交付金の執行状況は、以下の通りである。

(百万円)

要素事業	対象施設	交付執行額ベースの事業費（交付額）					事業費 （交付額）	計画書 記載の 全体事業費
		R2	R3	R4	R5	R6		
西新井駅 西口周辺 地区住宅 市街地総 合整備事 業	補助第138号線 その2工区	0	0	64 (32)	4 (2)	40 (20)	108 (54)	136
	主要区画道路② Ⅱ区間	12 (6)	0	0	0	0	12 (6)	24
	区画街路第9号線 （交通広場）	0	0	0	0	64 (32)	64 (32)	0
千住大川端地区住宅市街地総合 整備事業 調査費		0	0	0	0	2 (1)	2 (1)	3
上記計		12 (6)	0	64 (32)	4 (2)	106 (53)	186 (93)	163

3 事業効果の発現状況、目標値の達成状況（事後評価書・2面上～中段の内容）

(1) 交付対象事業の効果の発現状況、定量的指標の達成状況

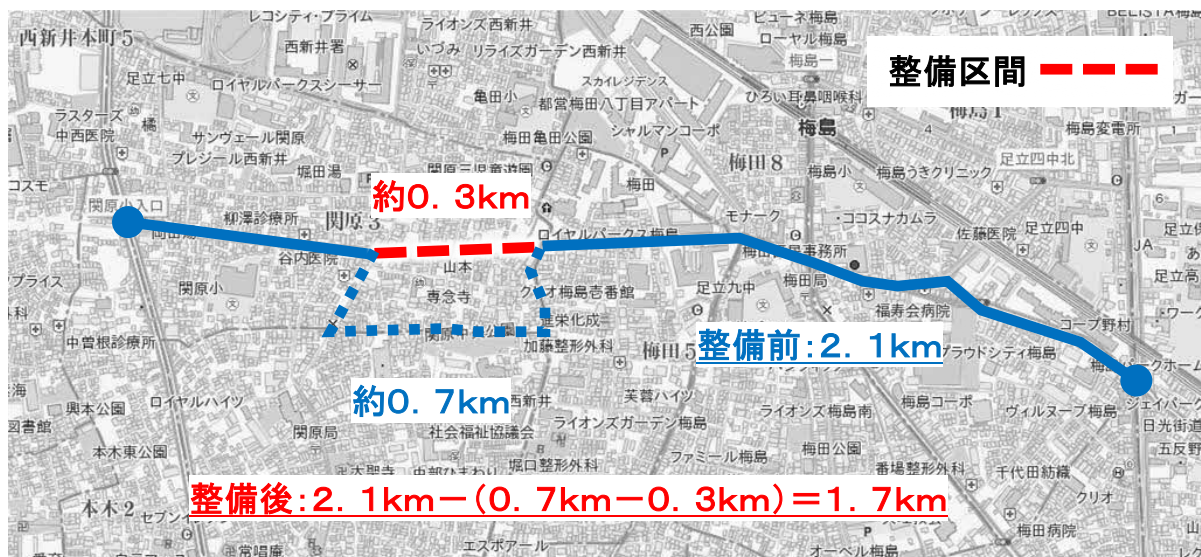
●成果目標1（R2当初～R6末）

対象地区：西新井駅西口周辺地区、対象施設：補助第138号線その2工区

西新井駅西口周辺地区では、関連公共施設の整備を順次進めており、これまでに都市計画道路補助第138号線その1工区、その3工区は開通し、今期の交付対象事業として補助第138号線その2工区の整備を進めている。令和6年度末に整備工事が完了する予定で、開通後は補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離が2,100mから1,700mに短縮され、最終目標が達成される見込みである。

【定量的指標の達成状況】

成果目標	定量的指標	達成状況	
補助第138号線その2工区を整備し、都道補助第100号線から国道4号を繋ぐ東西方向の幹線道路ネットワークの構築による利便性の向上	補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離（下図参照）	当初現況値	2,100m
		最終目標値	1,700m
		最終実績値	1,700m （達成見込み）



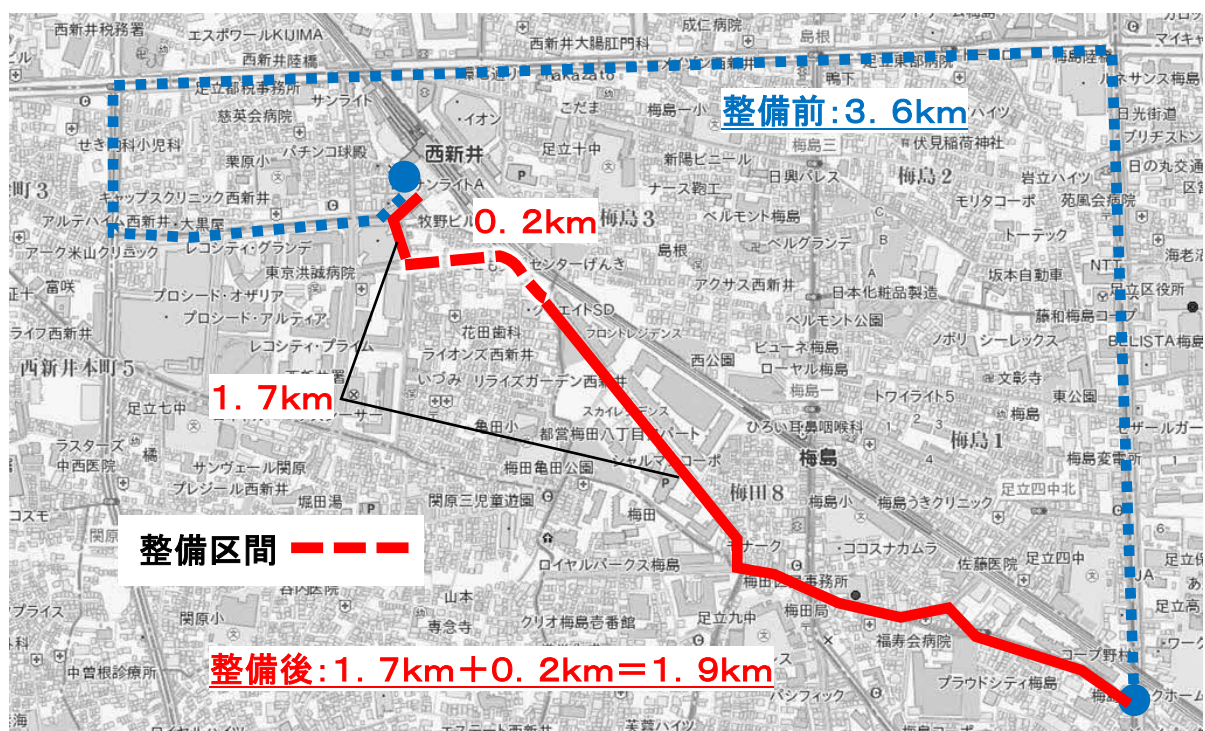
●成果目標2（R2当初～R6末）

対象地区：西新井駅西口周辺地区、対象施設：主要区画道路②Ⅱ区間

西新井駅西口周辺地区では、これまでに主要区画道路②のⅠ・Ⅲ・Ⅳ区間が開通し、残る密集市街地内を通るⅡ区間の整備を今期の交付対象事業として進めた。令和3年3月に全区間が開通し、主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離が約3,600mから約1,900mとなり、最終目標が達成された。

【定量的指標の達成状況】

成果目標	定量的指標	達成状況	
主要区画道路②Ⅱ区間を整備し、西新井駅～補助第138号線～国道4号を繋ぐ交通ネットワークを構築し利便性の向上を図る。	主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離（下図参照）	当初現況値	3,600m
		最終目標値	1,900m
		最終実績値	1,900m（達成）



●成果目標3（R5末～R6末）

対象地区：西新井駅西口周辺地区、対象施設：区画街路第9号線交通広場

西新井駅西口駅前の区画街路第9号線交通広場については、令和4年4月に事業認可を取得し、令和6年度に用地買収に着手した。令和12年度に事業が完了する予定で、交通広場の歩道における歩行者サービス水準の改善効果は、次期計画以降において発現する見込みである。

【定量的指標の達成状況】

成果目標	定量的指標	達成状況	
西新井駅西口交通広場の車道および歩道拡幅により、交通広場内にバス停を集約するとともに歩道空間を十分に確保し、利便性の向上を図る。	交通広場の歩道における歩行者サービス水準（下図参照）	当初現況値	32人/m分 水準B
		最終目標値	12人/m分 水準A
		最終実績値	32人/m分 水準B

●現況値
 1時間当たりの歩行者交通量 2,837人/時
 歩道幅員 1.5m
 単位換算 60分/時
 サービス水準 32人/m分
 サービス水準の判定 B

●将来値
 1時間当たりの歩行者交通量 2,837人/時
 歩道幅員 4m
 単位換算 60分/時
 サービス水準 12人/m分
 サービス水準の判定 A

歩行者サービス水準の区分
 水準A：自由歩行 ～27人
 水準B：やや制約 27～51人
 水準C：やや困難 51～71人
 水準D：困難 71～87人
 水準E：ほとんど不可能 87～100人
 (大規模開発地区関連交通計画マニュアルに基づく)



- ・1時間当たりの歩行者交通量（2,837人/時）は、上図の調査箇所において令和4年9月27日の7時から8時に実施した交通量調査結果の値を用いた。
- ・7時から8時の値を用いたのは過去の交通量調査で7時から8時がピークであったためである。
- ・歩道幅員は全幅員から1.5m引いた値を用いている。理由はバス待機列が3列できることにより、歩道幅員が1.5m狭まると想定したためである。

●成果目標4（R5末～R6末）

対象地区：千住大川端地区、対象施設：関屋公園、地区幹線道路、区画道路

千住大川端地区は、拠点地区（A工区）の開発計画が具体化し、令和6年度に交付対象事業として調査費を追加した。地区幹線道路、区画道路、関屋公園の整備は、次期計画に位置付け実施予定であり、これらの整備効果は次期計画以降において発現する見込みである。

【定量的指標の達成状況】

成果目標	定量的指標	達成状況	
千住大川端地区の関屋公園、地区幹線道路及び区画道路を整備し、利便性を向上させ、安心・安全なまちとする。	公園整備率、道路整備率など	当初現況値	—
		最終目標値	—
		最終実績値	—

(2) 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況

●補助第 138 号線その 2 工区

新たに整備される都市計画道路（幅員 16m×延長 280m）は防災上有効な空地ともなり、木造密集市街地の関原・梅田地区における不燃領域率の向上に寄与する。

●主要区画道路②Ⅱ区間

当該区間が、西新井駅東口方面からの既存道路と繋がったことで、交通利便性が向上した。

●西新井駅西口交通広場

令和 4 年 4 月に区画街路 9 号線交通広場が事業認可された後、交通広場周辺 30m 区域の用途地域等や地区計画が変更され、新しいルールに基づくまちづくりが進められている。

また、西口南地区市街地再開発事業準備組合も設立された。

4 特記事項（今後の方針等）（事後評価書・2 面下段の内容）

○西新井駅西口交通広場の整備を進め、交通機能の集約と利便性及び歩行者サービス水準の向上を目指していく。

○西新井駅西口周辺地区の木造密集市街地の防災性向上にも寄与する都市計画道路区画街路 8 号線（関原区間）の事業化を目指していく。

○千住大川端地区の拠点地区（A 工区）の関屋公園、地区幹線道路及び区画道路の整備を民間事業者と連携して推進し、「緑と水辺の魅力にあふれ、多様な世代が集う安全で安心なまち」の実現を目指していく。